

令和 6 年度

保育所入所申込みのご案内

田川市 子育て支援課

保育所は、保護者やご家族の方が、就労・病気などの理由により、家庭で十分に保育することができない児童を、保護者に代わって保育するための児童福祉施設です。

入所の申込みは、別紙の入所申込書等を提出してください。各保育所の受付日は下記のとおりです。

なお、2人以上の児童の入所を申込みする際は、児童数ごとに入所申込書を提出してください。

※ 入所の受付は、令和 6 年 1 月 23 日 (火) までです。それ以降の申込みについては、4 月からの入所が保留となる場合がありますので、ご注意ください。

記

申込先及び問合せ先 市役所 1 階 子育て支援課 (16 番窓口)

TEL 0947-85-7131

申込書配布開始日 令和 5 年 1 月 1 日 (金) から

申込受付日程

	9 時～12 時	13 時～16 時 30 分
1 月 9 日 (火)	弓削田保育所	西保育所
10 日 (水)	西福寺保育園	紅百合保育園
11 日 (木)	慈光・夏吉保育所	伊田・宝保育園
12 日 (金)	ちびっ子・田川鎮西保育園	西行寺・白鳥保育園
15 日 (月)	松原保育園	伊加利子鳩保育園
16 日 (火)	無量寺保育園	歓喜保育園
17 日 (水)	中央保育所・ キラリにじいろ保育園	慶興・徳成寺みのり保育園
18 日 (木)～23 日 (火)	市外の保育所 (園)	

※期間中は混雑が予想されますので、できる限り指定日にお越しください。

なお、市内の保育所に継続の方は、保育所 (園) に提出していただくようお願いします。(市外の保育所に通園中で継続希望の方は市役所への提出となります。)

書類等に不備があった場合は後日、市役所から連絡する場合がありますので、予めご了承ください。

保育所 (園) 入所申込みには、以下の中から該当する書類が必要です。

1 保育所等入所申込書 (入所希望児童 1 人につき 1 枚)

「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書 兼 子育てのための施設等利用給付認定申請書 兼 現況届」

※マイナンバーの記載漏れに注意してください。

2 添付書類

(1) 保育を必要とする証明(申告)書 ※状況に応じて、添付書類が必要

(父母及び同居の家族にかかる以下のいずれかに該当するもの)

期間内に提出いただけない場合、4 月からの入所が保留になる場合があります。

会社勤務(勤務予定)の方	勤務先等からの証明
自営業の方	隣組長等からの証明
内職の方	委託者等からの証明
農漁業・日雇い等の方	雇用主等からの証明
妊娠・出産の方	母子手帳の <u>写し</u> (表紙と出産予定日が記載されている部分)
傷病・障害、介護等の方	診断書又は障害者手帳の <u>写し</u> 、傷病・障害・介護に係る申立書
災害復旧の方	り災証明書
求職活動の方	就労誓約書 (兼退所届)
就学の方	在学証明書、受講時間及び在学期間が確認できる書類
その他	状況を証するもの

※保育を必要とする事由によって、保育必要量及び有効期間が異なります。

※源泉徴収表は必要ありません。

(2) 該当者のみ必要な書類

次の事由に該当される方のみ提出をお願いします。

区分	提出書類	発行者
①生活保護を受給している者	生活保護受給証明書	生活支援課
②障害者手帳等をお持ちの方 と同居している者	障害者手帳等のコピー	

裏面もご覧ください

保育の必要性の認定・利用時間等について

保育所を利用する場合は、保護者の就労・病気等により、保育が必要であるという**保育の必要性の認定（支給認定）**が必要です。そのため「集団保育を経験させたい」等の理由のみで保育所に入所することはできません。

☆保育の必要性の認定について

認定区分	年齢	要件	利用できる施設
1号認定	3歳以上	学校教育を受けたい方	幼稚園、認定こども園等
2号認定	3歳以上	保育を必要とする方	保育所、認定こども園等
3号認定	3歳未満	保育を必要とする方	保育所、認定こども園等

☆「保育必要量」と「有効期間」について

「保育を必要とする事由」や保護者の状況等に応じて、「保育を利用できる時間(保育必要量)」と「期間(有効期間)」が決められます。

「有効期間」が切れた場合は保育所を利用できなくなりますので、保育所の利用が必要な場合は再度「保育を必要とする証明（申告）書」の提出をお願いします。

※満3歳に達した場合は自動的に3号認定から2号認定へ切り替わりますので書類の提出の必要はありません。

認定事由	保育必要量（1日）		有効期間	
	短時間 (最大8時間)	標準時間 (最大11時間)	2号認定	3号認定
就労	○ ※月48時間以上 120時間未満	○ ※月120時間以上	小学校就学前まで	満3歳まで
妊娠・出産	-	○	出産後2ヶ月後の末日まで	
保護者の 疾病・障がい	-	原則○	小学校就学前まで	満3歳まで
同居親族の介護	○ ※月120時間未満	○ ※月120時間以上	小学校就学前まで	満3歳まで
災害復旧	-	○	小学校就学前まで	満3歳まで
求職活動	原則○	-	原則3ヶ月以内 ※3ヶ月以内に就労証明書等の提出 がない場合は退所となります。	
就学または 職業訓練	○ ※月120時間未満	○ ※月120時間以上	在学期間	
虐待やDVの 恐れがあること	-	○	小学校就学前まで	満3歳まで
育児休業中の 継続保育利用	原則○	-	原則生まれた子が満1歳に 達する日の属する月の末日まで	

☆短時間認定について

支給認定で「短時間認定」を受けたかたは、**保育所の利用時間は8時間（田川市内の保育所の場合は8:30~16:30）**となります。

☆延長保育について

保育を利用できる時間帯を超えて保育を利用する場合は、延長保育の扱いとなります。延長保育料については現金で保育所（園）にてお支払いください。

管外の保育所は、利用料が異なる場合があるため、各自でご確認をお願いします。

《例》開所時間 7:00~19:00 の施設

標準時間認定利用時間（11時間）			延長保育 C型
延長保育 A型	短時間認定利用時間（8時間）	延長保育 B型	
7:00	8:30	16:30	18:00
			19:00

【延長利用料】

類型	利用料	
A型	1時間 100円	月額上限 2,500円
B型	1時間 100円	
C型	※園ごとに設定	

延長保育料については無償化の対象外となっています。



☆保育料の完全無償化

令和元年10月から国の制度により3歳以上児（3歳クラス以上に所属する児童）及び0~2歳の非課税世帯の保育料が無償化されました。それに加えて、田川市では独自に平成31年4月から児童の年齢、収入によらず保育料の完全無償化を実施しています。

	国	田川市
0~2歳児	非課税世帯のみ無償化	無償化
3~5歳児	無償化	

☆副食費の無償化

3~5歳児の副食費（給食のおかず・おやつ）について、国の制度では年収約360万円以上の方については、自己負担していただくこととなりましたが、田川市では、副食費についても収入によらず無償化としています。

	国	田川市
3~5歳児		無償化
年収約 360万円未満	免除	
年収約 360万円以上	実費徴収 ※第3子以降のみ免除	